

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第1907号

平成19年10月23日火曜日 第1907号

\Diamond	目	次	\Diamond
	告	示	

一 小	
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可	
申請の概要	.1178
指定障害福祉サービス事業者の指定	.1179
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等	.1179
大規模小売店舗の変更の届出の概要等	.1180
保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示	.1180
同意の成立	.1181
建設業者の許可の取消し	.1182
開発行為に関する工事の完了	.1182
正誤	
平成19年10月9日付け第1903号愛媛県告示第1564号(道路の供用	
開始 (一般国道 317号)中	.1183
平成19年10月12日付け第1904号愛媛県公安委員会規則第17号(愛	
媛県道路交通規則の一部を改正する規則)中	.1183

告 示

○愛媛県告示第1625号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置 の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市 役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 住友金属鉱山株式会社 東京都港区新橋五丁目11番3号 代表取締役 家守 伸正
- 2 事業場の名称及び所在地 住友金属鉱山株式会社ニッケル工場 新居浜市西原町三丁目5番1号
- 3 特定施設に関する事項 ニッケル電解槽

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 188号。) 別表第 1 第62号口電解施設 (30基)
特 定 施 設 の 能 力	1基当たり容量7立方メートル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後約6ヶ月
使用開始の予定年月日	完成の翌日
特定施設の使用時間間隔	連続

特定施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間
特定施設の使用 の概要	月の季節的変動	無し
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 2.0 最大 1.5
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸学 要求 1リット 位 1リット ショングラム)	通常 9.0 最大 9.9
	浮遊物質 (リッ リッ ラム) ラム)	通常 25 最大 25
	室 素 イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ	通常 19 9 最大 20 D
	りん有量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常 03 最大 15
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 3 最大 7

4 汚水等の処理施設に関する事項

月 日	昭和50年7月10日
设の種類	化学処理及び物理処理
みの型式	中和凝集沈殿方式
设 の 構 造	鉄製及びFRPライニング製
)主要寸法	縦 26メートル 横 53メートル 高さ 9メートル
みの能力	1日当たり2000立方メートル処理
処理の方式	中和及び凝集沈殿
使用時間間隔	連続
日当たりの使用	24時間
用の季節的変動	無し
項 目	処理前 処理後
水素イオン	通常 1.0~12.0 通常 7.0
濃度(水素 指数)	最大 1 0~12 0 最大 5 0~9 0
化学的酸素	通常 9.0 通常 9.0
女が里(半 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	最大 99 最大 99
	Be B

	呼遊物質量 (単位 1 Jットルに Oきミリグ ラム)		2 240 4 000	通常最大	
	窒素含有量 (単位 1 Jットルに Dきミリグ ラム)	通常最大		通常最大	
	Ĵん含有量 (単位 1 Jットルに ⊃きミリグ ラム)	通常最大		通常最大	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常最大	,		1 ,700 2 ,000

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の 値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 南排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常 7.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 62 最大 70
	浮遊物質量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常 5 最大 10
	室素含有量 (単位 1 リッきミリ つよ) ラム)	通常 13.2 最大 15.0

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 02 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,158 最大 9,642

(2) 北排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0 最大 5.0~9.0	
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ	通常 3.0	
	ロー・ック トルにつき ミリグラム)	最大 39	
	浮遊物質量	.=	
	(単位 1 リットルに	通常 5	
	つきミリグ ラム)	最大 10	
	変素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3.0	
		最大 6.0	
	りん含有量	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
	(単位 1 リットルに	通常 0.1	
	リットルに つきミリグ ラム)	最大 0.8	
汚水等の1日	日当たりの量	通常 8 ,120	
(単位 立方	ラメートル)	最大 9 630	

○愛媛県告示第1626号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123 号)第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。 平成19年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号 -	指定障害	福祉サービス	事 業 者	指定障害福祉 サービスの種類	指定障害福祉	サービス事業所	指定	
	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日	
	3810400121	株式会社ベルワイド	八幡浜市字新町272番 地 1	鈴 木 善 幸	居宅介護	おるde新町ヘルパー ステーション	八幡浜市字新町281番 地 1	平成19年 9月4日
	3810400121	株式会社ベルワイド	八幡浜市字新町272番 地 1	鈴 木 善 幸	重度訪問介護	おるde新町ヘルパー ステーション	八幡浜市字新町281番 地 1	平成19年 9月4日

○愛媛県告示第1627号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出と みなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定 に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
コープ中萩	新居浜市中萩町1874 番地 6 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻	午前10時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時45分まで	平成19年 10月30日	平成19年 9 月28日

	来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前 9 時30分から 午後 9 時15分まで	午前 8 時30分から 午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1628号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変更前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
コープ土居	四国中央市土居町入 野668番 1 号	大規模小売店舗において小売 業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻	午前10時から 午後 9 時45分まで	午前9時から 午後9時45分まで	平成19年 10月30日	平成19年 9 月28日
		来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前 9 時40分から 午後10時まで	午前 8 時30分から 午後10時まで		
		荷さばき施設において荷さば きを行うことができる時間帯	午前6時から 午後7時まで	午前6時から 午後9時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1629号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成19年6月愛媛県告示第1167号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を今治市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成19年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
今治市玉川町鈍川字下日 浦庚681	岐阜県各務原市蘇原三柿野町 3-4-8 上 田 則 夫	森林所有者
今治市玉川町鈍川字白石 庚703の4、字ユノ谷辛 2の7、辛2の9	今治市玉川町鈍川丙362 門 岡 政 吉	"
今治市玉川町木地字一ノ ゴ辛1の9、字松ヲ谷辛 25の2	大阪市東淀川区十八篠町3の 227 門 岡 岸 男	"
今治市玉川町木地字丸山 辛4の6、辛4の16、辛 4の17、辛4の20	今治市玉川町鈍川丙362 門 岡 盛 親	"

+ 成19年	- 10月23日	<u> </u>
今治市玉川町木地字ユノ 谷辛14の1	今治市日吉町甲240の1 阿部夏子	n n
今治市玉川町木地字ユノ 谷辛15、字コブ谷辛48の 3、字コタマゴ辛51の2	今治市別宮402 越智昭剛	11
今治市玉川町木地字坊城 ノ向辛16の 9	今治市日吉甲434 門 田 誠 二	11
今治市玉川町木地字坊城 ノ向辛16の10、字ボウシ ロ辛19の3、辛19の5	今治市日吉甲1054の 1 門 岡 幸 男	"
今治市玉川町木地字松尾 口辛18の3、字ボウシロ 辛19の7、字ヒル谷辛27 の5	今治市玉川町木地己140 門 田 哲 男	n
今治市玉川町木地字ボウ シロ辛19の2、辛19の10	千葉県市川市宮久保西4の8 の21 門 田 程	"
今治市玉川町木地字明神 下辛32の12、字大ミゾ宮 ノ谷辛36の17、字コタマ ゴ谷辛73の21	今治市松本町1-2-10 大和産業株式会社	n
今治市玉川町木地字明神 下辛33の22	山口県徳山市徳山6773 - 6 門 田 澄 枝	II .
今治市玉川町木地字篠ヵ 成辛34の1	今治市八町537 - 1 藤 倉 アキヱ	"
今治市玉川町木地字篠ヵ 成辛34の9、字シノカナ ル辛69、字ヨコグラ辛75 の13、辛76の5	今治市日吉甲916 - 3 門 田 正 伸	II
今治市玉川町木地字杉ノ 窪辛35の4、字コタマゴ 辛61の3	今治市玉川町木地己514 渡 邊 利 作	"
今治市玉川町木地字谷辛 36の1	今治市日吉甲1708 - 1 山 下 勲	"
今治市玉川町木地字谷辛 36の14、辛36の25、字大 ミゾ辛37の5、辛37の11、 字ケヤケ山辛41の1、 字クマゴ辛50の3、辛50 の8、辛50の24、辛50の 27	今治市玉川町木地己576 門 田 猛 男	"
今治市玉川町木地字谷辛 36の37	今治市鳥生1171 - 1 越 智 節 夫	"
今治市玉川町木地字大サ コ辛38の 1	今治市玉川町鈍川戊378 越智博好	"
今治市玉川町木地字石原 畑辛42の3	今治市今治村甲73 - 5 門 田 研 吉	II .
今治市玉川町木地字石原 畑辛42の13	大阪市旭区大宮西之町 1 - 45 門 田 鬼志雄	II .
今治市玉川町木地字イノ ハナ辛46の1、字コブ谷 辛48の4	今治市日吉甲114 - 5 越 智 宣 之	"
今治市玉川町木地字イノ ハナ辛46の3、字コブ谷 辛48の7	今治市波止浜514 小 池 俊 雄	11
今治市玉川町木地字イシゴヤ辛55の25、辛55の12 2	今治市鳥生1240 日 浅 安 利	11
今治市玉川町木地字成辛 63の27	今治市旭町3 - 3 - 13 川 又 健太郎	11
今治市玉川町木地字成辛 63の39	今治市日吉甲834 - 7 渡 邊 タキヨ	11
今治市玉川町木地字長尾 口松尾辛65の2、辛65の 3	今治市宮ヶ崎甲847 世 良 章	11
今治市玉川町木地字コタ マゴ谷辛73の3	今治市日吉甲359 - 1 門 田 清	11
今治市玉川町木地字コタ マゴ谷辛73の79	新居郡加茂村大字藤之石山 伊 藤 友 吉	11
今治市玉川町木地字コタ マゴ谷辛74の9	今治市日吉甲337 門 田 通	11
今治市玉川町木地字コタ マゴ谷辛75の23	今治市玉川町木地己250 門 田 竹 治	n .

今治市玉川町木地字コタ マゴ谷辛76の3	今治市玉川町木地己259 門 田 カメヨ	"
今治市玉川町木地字ホド ヲ辛80、辛82の5	今治市日吉甲1054 門 岡 幸 男	n,
今治市玉川町木地字ケス ケ辛83の7	今治市今治村甲150 - 3 藤 本 節 朗	"
今治市玉川町木地字ヨコ クラ辛88の21	今治市山路907 長 野 正 見	"
今治市玉川町木地字イシ 八ラ谷辛57の113	東京都世田谷区経堂 4 - 22 - 24 長 澤 敦 子	地上権者
今治市玉川町木地字イシ ハラ谷辛55の42	今治市別宮381 井 上 正 一	n,
今治市玉川町木地字イシ ハラ谷辛57の10、辛57の 87から辛57の91まで	今治市玉川町木地己795 越智儀平	"
今治市玉川町木地字ユノ 谷辛14の24、辛14の52	高松市三条町173 - 1 越 智 司	"
今治市玉川町木地字イシ ゴヤ辛55の79	松山市共栄町 3 - 2 - 11 四国食品有限会社	II.
今治市玉川町木地字ヨコ クラ辛88の18、辛88の22	今治市蔵敷1668 - 3 二 宮 英 子	"
今治市玉川町木地字コタ マゴ谷辛73の29、辛73の 30	東京都世田谷区 5 - 7 - 2 - 316 日 野 淳 子	II .
今治市玉川町木地字ヨコ クラ辛88の50	今治市玉川町長谷甲138 - 6 武 田 恒 司	II .
今治市玉川町木地字松ヲ 谷辛25の5、辛25の7、 辛25の9、辛25の27、辛 25の29	今治市日吉甲136 - 2 門岡 宗左ェ門	"

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1630号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合す ると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第 4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

区	域	区	分
久良区域(久良漁業協同 組合の地区)		主として底びき網を使用	用して営む漁業

○愛媛県告示第1631号

建設業法 (昭和24年法律第 100 号) 第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成19年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般·特 - 18)第1035号	平成18年 9月21日	井原建設㈱	井原 靖正	四国中央市豊岡長田225	平成19年 9月4日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 管工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第7903号	平成18年 9月30日	㈱亀井工業	亀井 政次	松山市北条辻205	平成19年 9月4日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 16)第10752号	平成17年 2月15日	梶原左官	梶原 五郎	宇和島市津島町上畑地甲 149 - 2	平成19年 9月4日	左官工事業	建設業の廃止
(般 - 15)第15403号	平成15年 9月19日	㈱小田生コン	中野 友徳	喜多郡内子町寺村2719	平成19年 9月4日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第13439号	平成18年 7月1日	山利土建(有)	和田 祐之	松山市南吉田町943 - 1	平成19年 9月5日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第419号	平成14年 10月12日	㈱丸和建設	和田農彦	伊予郡砥部町原町316	平成19年 9月6日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19)第12628号	平成19年 4月20日	(有)大内組	大内 章司	宇和島市丸之内 1 - 1 - 32	平成19年 9月6日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17)第3501号	平成17年 9月24日	谷建築	谷 源吉	北宇和郡鬼北町大字父野 川下1473	平成19年 9月13日	建築工事業	建設業の廃止
(特 - 17)第1620号	平成17年 9月7日	中央建設㈱	松本 忠正	大洲市柚木491 - 1	平成19年 9月14日	管工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14)第9605号	平成14年 9月18日	平田総合開発侑	平田 啓吾	今治市東鳥生町 1 - 5 - 44	平成19年 9月14日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第182号	平成18年 10月19日	㈱ナカコオ	中田靖	松山市南久米町545 - 4	平成19年 9月18日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第4969号	平成14年 11月30日	和田木工所	和田 芳夫	松山市西垣生町907 - 4	平成19年 9月18日	建具工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第14285号	平成14年 9月26日	山本建具	山本 富三	西予市三瓶町津布理215 - 2	平成19年 9月18日	建築工事業建具工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(特 - 14)第235号	平成14年 9月29日	愛媛舗道㈱	小林 哲之	大洲市中村231	平成19年 9月20日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14)第1748号	平成14年 10月18日	西岡建設(有)	西岡 孝	大洲市喜多山乙580	平成19年 9月20日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(特 - 19)第8023号	平成19年 8月17日	日成建設(株)	渡邊 文雄	松山市南梅本町184 - 3	平成19年 9月20日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第14807号	平成18年 9月6日	㈱あかり	木村 和資	今治市常磐町 5 - 2 - 34	平成19年 9月20日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第4524号	平成19年 3月2日	㈱大下建設	大下 浩二	松山市鴨川3 - 7 - 11	平成19年 9月25日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(特 - 18)第14893号	平成18年 12月26日	㈱森髙組	森髙 茂樹	四国中央市土居町上野21 03	平成19年 9月25日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14)第6908号	平成14年 10月18日	松森装飾	松森善雄	宇和島市津島町岩松丙638-4	平成19年 9月26日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第6358号	平成18年 8月28日	末富建設(有)	栗林 善彦	松山市南江戸町 5 - 4 - 26	平成19年 9月27日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
		•	•		•	•	

○愛媛県告示第1632号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成19年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建(開)第34号 平成19年10月 9 日	松山市来住町603番地 9 三瓶不動産株式会社 代表取締役 杉 田 篤太郎	
19松局建(開)35号 平成19年10月11日	伊予郡松前町大字北黒田字堅田492番19、506番1、506番2及び507番8	伊予市米湊834番地20 株式会社亀岡 代表取締役 亀 岡 英 文

正 誤

○正 誤

平成19年10月9日付け第1903号愛媛県告示第1564号(道路の供用 開始(一般国道317号)中

ページ	箇	所	誤	正
1108	表 供用開 間欄中		同字溝辺町甲50番8ま で	同市溝辺町甲50番8ま で

○正 誤

平成19年10月12日付け第1904号愛媛県公安委員会規則第17号(愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則)中

ページ	箇 所	誤	正
1125	上から4行目	愛媛県公安委員会委員長 吉村 典子	愛媛県公安委員会委員 長職務代理者 愛媛県公安委員会委員 木 綱 俊 三

平成19年10月23日 発行 1183